

国立大学法人京都大学教職員の自己啓発等休業に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この規程において「大学等における修学」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学(当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。)の課程(同法第104条第4項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)若しくはこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程又は学位規則(昭和28年文部省令第9号)第6条第1項に規定する短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学評価・学位授与機構が定める要件を満たすものとして認定されたものの課程に在学してその課程を履修することをいう。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (同 左)</p> <p>2 この規程において「大学等における修学」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学(当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。)の課程(同法第104条第7項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)若しくはこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程又は学位規則(昭和28年文部省令第9号)第6条第1項に規定する短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学評価・学位授与機構が定める要件を満たすものとして認定されたものの課程に在学してその課程を履修することをいう。</p> <p>3～5 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成31年4月1日から施行する。</p>